

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分取消等請求事件  
国側当事者・国(小倉税務署長)  
平成28年7月28日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	森 大輔
同	佐藤 新
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	小倉税務署長 古別府 恵
被告指定代理人	甲谷 健幸
同	竹本 英孝
同	石橋 輝明
同	酒井 敏明
同	古賀山 章
同	久松 泰雄
同	福田 雅代
同	田中 一樹
同	中島 和彦
同	楠瀬 聖史

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

小倉税務署長が原告に対して平成22年7月8日付けでした原告の平成20年8月から同年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び各重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分行政庁が、原告の経営するバーやキャバレー等のホステスに支払われた報酬又は料金(以下「本件支給金員」という。)は給与所得に当たるとして、原告に対し、平成22年7月8日付けで、平成20年8月から同年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(以下「本件各告知処分」という。)及び重加算税の各賦課決定処分(以下「本件各

賦課決定処分」といい、「本件各告知処分」と併せて「本件各告知処分等」という。)を行ったところ、原告が、本件支給金員は給与所得に当たらないと主張して、これらの処分の全部の取消しを求めた事案である。

## 2 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙記載のとおりである。

## 3 前提事実（顕著な事実、争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって認定することができる事実）

### (1) 当事者等

ア 原告は、平成20年8月●日に、バー、キャバレーの経営等を目的として設立された株式会社であり、本件各告知処分等の対象期間である平成20年8月から同年12月（以下「本件告知期間」という。）において、「B」、「C」、「D」、「E」、「F」、「G」及び「H」の各屋号で、複数の接客付き飲食店（以下「本件各店舗」という。）を営業していた。

イ 乙（以下「乙」という。）は、本件告知期間頃に、原告の同業者である有限会社I（以下「I」という。）、有限会社J、有限会社K、有限会社L、株式会社M及び株式会社Nの代表者を務め又はこれらを実質的に経営していた者である。

（乙1、2の1～3）

### (2) 本件ホステスらの契約内容等

ア 原告は、本件各店舗に勤務するホステスら（以下「本件ホステスら」という。）に対し、あらかじめ給与規定を示して、勤務条件等を説明した上で「女子給システム（レギュラー）」等と題する契約を締結し、給与規定に従って本件支給金員を支払っていた。同契約に定められた給与に関する規定（以下「本件給与規定」という。）は、本件支給金員の算定方法や、遅刻や早退の場合に罰金を科することを内容とする。

イ 本件各店舗においては、本件ホステスらの出欠、遅刻の有無、同伴（客を伴って本件各店舗に出勤すること）の有無、同伴者の氏名やその延長の数及び売上げ等を記載した「リスト表」や「グラフ」（以下、これらを「本件管理表」という。）が作成されており、これをもとに本件支給金員の額が計算されていた。

（乙5の1・2、同7）

### (3) 本件各告知処分等の内容

処分行政庁は、原告に対して、別表1①各欄記載の本件告知期間における各月分の本件支給金員は、給与所得に該当するとして、別表2のとおり、各月分の本税額を計算し（別表1②）、また、別表1③のとおり、平成21年2月27日及び平成22年5月10日に原告が納付した金額を考慮した上で、原告が免れた源泉徴収すべき所得税に関して、別表1④及び⑤のとおり、本件各告知処分等を行った。

（甲1）

### (4) 本件訴訟提起に至る経緯

原告は、平成22年7月8日に、処分行政庁から本件各告知処分等を受け、これを不服として同年8月17日に、処分行政庁に対して異議申立てをしたものの、処分行政庁は、同申立てから3か月以内に決定をしなかった。

そこで原告は、平成24年7月10日に福岡国税不服審判所に審査請求をしたが、同審判所は、平成26年6月25日付けで、原告の請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、同年7

月2日に、当該裁決がなされたことを知った。

そして、原告は、同年12月20日、本件訴訟を提起した。

(甲1)

#### 4 争点

本件の争点は、本件支給金員が、法28条1項の給与所得に当たるかどうかである。争点に関し、被告は、要旨以下のとおり、本件支給金員は、同項に当たるため、法204条1項6号が適用されず(法204条2項1号)、法185条1項に従って源泉徴収税額を計算するべきである旨主張するのに対し、原告は、要旨以下のとおり、本件支給金員は、法28条1項の給与所得に当たらず、したがって、法204条1項6号が適用される旨主張する。

(被告の主張)

- (1) 本件支給金員のような、ホステスへ支払う金員は、事業所得に当たる場合もあれば、給与所得に当たる場合もあり得るところ、両者は、提供する労務の具体的な内容により決せられる。そして、以下の事実からすれば、本件支給金員は、給与所得に当たる。

すなわち、原告は、本件ホステスらに対し、あらかじめ本件給与規定等を示して勤務条件等を説明した上で雇用契約を締結し、給与規定に従って本件支給金員を支払っていた。また、原告は、本件管理表等を作成してホステスの出勤状況や売上を正確に管理し、ホステス毎に給与計算書を作成してその支給額を決定していた。そして、原告は、本件給与規定や接客の方法等を記載したマニュアルを本件ホステスらに示し、これに従うように求めていた。また、原告は、本件ホステスらに、一定の日数以上の勤務を義務付けた上で、無断欠勤の場合や週末欠勤の場合には、通常より高額な罰金を徴収することによって、事実上、本件ホステスらに原告が要求する日時での勤務を義務付け、さらに、営業開始前に行われる朝礼までに服装や髪型等を整えた上で出勤するよう指示するなどして、本件ホステスらを管理していた。

以上の点に鑑みれば、本件ホステスらと原告との契約は、雇用契約に当たり、本件ホステスらは、当該契約に基づく原告からの指揮命令に服して、提供した労務の対価として本件支給金員を受け、また、特定の店舗において一定時間拘束され、継続的又は断続的に労務を提供していたといえるから、本件支給金員は給与所得に当たる。

- (2) 原告は、本件支給金員は、事業所得に当たる旨主張する。

しかし、原告は、本件ホステスらに対して、原告と契約を締結後1か月間は、新人保証手当と称する金員を支給し、また、当該期間が終了した後においても、一定額の金員は支給されることとして、本件ホステスらの最低賃金を保証していた。また、本件ホステスらが受領する金員は、給与規定に基づく本件支給金員のみであり、本件ホステスら各人の売上金額が、本件ホステスらの報酬となることはなかった。そして、本件ホステスら自身が客の付け払いの可否を判断することはできず、本件ホステスらが店舗の施設料や、衣装や名刺といった物品の使用料を支払うことはなく、これらは、店舗から無償で貸与を受けるなどしていた。費用負担の点について、仮に本件ホステスらが衣装や美容等に関する費用を負担することがあったとしても、それは一部に過ぎない。このように、本件ホステスらは、事業所得者として自己の計算と危険において独立して業務を営んでいたわけではない。

また、本件ホステスらが客の情報を管理していたとしても、ホステスに限らず、営業の担当者が業務の必要上、顧客の電話番号等を個人的に管理することは一般的に行われていることであるから、本件ホステスらが客の情報を管理していることは、本件ホステスらが独立し

て業務を営んでいたことを裏付けるものではない。

なお、本件ホステスらは、事業所得者として必要な税務上の手続を行っておらず、そもそも自分が事業所得者であることの認識はなかった。

したがって、本件支給金員は事業所得に当たらない。

- (3) なお、法204条1項の規定は、所得の種類とは無関係に源泉徴収の対象となるべき所得の範囲を定めたものであり、所得区分を定めたものではなく、給与所得と事業所得の区別は、前記(1)のとおり、あくまで労務提供の具体的内容により決められるから、ホステスへの金員の支払であるからといって、当然に同条項6号の「報酬」に当たるのではなく、本件支給金員を給与所得であると判断することは、何ら同号の文言から乖離した解釈ではない。また、課税庁が、ホステスに支払う金員一般について同号の「報酬」に該当するという見解を有しているとか、かかる見解が慣例として定着しているといった事実はない。

(原告の主張)

- (1) 本件ホステスらは、以下のとおり原告の指揮命令に服していないし、空間的、時間的な拘束を受けているともいえないから、本件支給金員が、給与所得に当たるとはいえない。

ア 本件各店舗では、営業開始前に朝礼が行われていたが、この朝礼においては、挨拶や精神論に関することが述べられていたに過ぎず、本件ホステスらに対し、営業に関する指導等は行われていなかったし、マニュアル等を用いて、接客態度等について事細かな指示を与えていたといった事実もなかった。このように、原告から本件ホステスらに具体的な指揮、監督が行われることはなく、本件ホステスらは、独自の判断で、客の個性に合わせて接客を行っていた。このように、原告から本件ホステスらに対する具体的な業務上の指導がなく、本件ホステスらは、原告からの仕事依頼の指示に対して諾否の自由を有しており、その営業について、独立性及び広範な裁量が認められている。

イ 原告が本件ホステスらに、当該朝礼前までに出勤するよう指示をしていた事実はない。その上、本件各店舗と本件ホステスらとの契約においては、出勤日数が多いほど本件支給金員が多くなるようにして、本件ホステスらの出勤を奨励しているものの、出勤を強制することはなく、本件ホステスらに対する出勤の拘束はなかった。タイムカードによる時間管理はなく、早退も認められていたことからしても、本件ホステスらは時間的に拘束されていなかった。

なお、本件各店舗では、遅刻や早退が罰金の対象とされていたが、遅刻や早退があった場合に、支給額を減額するのは、業務に就いていない時間にまで報酬を支払う理由がないからであり、罰金制度があることをもって、原告が本件ホステスらを時間的に拘束していたということはできない。

ウ 本件ホステスらは、原告のように風俗営業許可を取った店舗でしか、客に対して接客業務を行い得ないから、本件ホステスらが、本件各店舗において接客業務を行っていたことは、原告が本件ホステスらを空間的に拘束していたことにはならない。

エ 以上に加え、本件ホステスらの収入が、同じ時間接客をしている者の間でも異なる場合があることに照らせば、本件支給金員は、本件ホステスらの労務提供に対する対価であるとはいえない。

- (2) 被告は、最低収入を保証する制度が存在していたことから、本件支給金員が給与所得であった旨主張する。しかし、これは、店舗が一定数のホステスを確保するために設けていたに

すぎず、このような制度は日本全国どの店舗にも存在するものであり、本件支給金員が給与所得であることの根拠になり得ない。

また、被告は、本件各店舗において、営業日ごとに本件管理表が作成されていたことを挙げる。しかし、これは、本件支給金員を支払うのが原告である以上、本件ホステスらに対する支給額を原告が把握及び管理するために作成しているに過ぎず、むしろ、本件ホステスらは、独自に自身の支給額を計算している。したがって、原告のみが一方的に本件ホステスらの出勤状況や売上金等の管理をしていることはない。

なお、被告は、本件ホステスらの売上げが原告に帰属することや、付け払いの可否を本件ホステスら個人が行い得ないことを給与所得に当たる理由の一つとしている。しかし、売上げをホステス個人に帰属させていないのは、それが法律に違反するからであり、売上げを一旦店舗に帰属させることは、法律上の要請である。また、本件各店舗においては、付け払いをすることは認められておらず、それに加え、多くの客はクレジットカードを用いて支払をするため、本件ホステスらが付け払いをすることはないから、これらの点を給与所得に該当する理由とすることはできない。

(3) むしろ、本件支給金員は、以下のとおり事業所得といえる。

すなわち、顧客の連絡先等を管理しているのは本件ホステスら個人であり、本件ホステスらは、これを用いて独自に営業等を行っている。また、本件各店舗では、貸ドレスや、体験的に本件各店舗で勤務しているホステスらが使用する簡易な名刺を用意しているが、大半のホステスは、自分に合ったドレスを自費で購入し、また、名刺についても、各ホステス自身の業務用の携帯電話の番号やメールアドレス等を記入したものを自費で購入し、出勤前には自費で美容院へ行って整髪するなどして出勤している。

以上の点に加えて、前記のとおり、本件ホステスらの収入が、同じ時間接客をしている者の間でも異なる場合があること、原告から具体的な指導や指示はなく、接客態度等は本件ホステスら個人に任されていたこと等に照らせば、本件支給金員は、事業所得に当たる。

被告は、本件ホステスらが事業所得者として確定申告をしていなかったことをもって、本件支給金員は事業所得ではないと主張している。しかし、ホステス個人が確定申告をするかは、ホステス個人の納税意識の問題であるから、かかる事実、本件支給金員が給与所得か事業所得かを判断するに当たって関係がない。

(4) なお、ホステスの収入は事業所得であるとされてきた慣行がある。また、本件ホステスらは、客の隣に座って接待をするものであるから、法204条1項6号が規定する「客に侍してその接待をすることを業務とするホステス」に該当することは文言上明らかである。

したがって、被告の主張は、慣例に反し、また、法の文言から乖離しているので、課税要件明確主義にも反し許されない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば以下の事実を認めることができる。

(1) 訴外有限会社Oは、平成18年7月●日に、山口県下関市に株式会社Aの商号で株式会社を設立し（以下、この際に設立された株式会社Aを「P」という。）、原告代表者が代表取締役を務めていた。その後、乙が代表取締役を務めるIは、平成20年7月15日に、P及び

訴外有限会社Oが経営していた各店舗の営業権を譲り受けた。

乙は、同年8月●日に、北九州市に原告を設立した。そして、Pは、平成22年9月●日に原告に吸収合併された。

乙は、本件告知期間中、原告の全株式を保有し、原告の営業方針や資金繰り等の重要な事項を決定していた。

(甲1、2、乙1、12、14ないし18、23、31)

(2) 本件ホステスらは、本件各店舗に入店する際に、本件給与規定を示され、その書面の内容について説明を受けた上で、原告と契約を締結していた。

本件給与規定は、本件支給金員の計算方法に関して、出勤日数に、基本給である1万2000円を乗じて計算する方法(以下「最低日給制」という。)と、本件ホステスら各人の売上や出勤日数に応じた歩合をもとに計算する方法(以下「売上制」という。)を規定している。そして、両計算方法による計算の結果、支給額が多くなる方の計算方法を用いて本件支給金員は支給されていた。また、原告と契約を締結後、最初の1か月間は、新人保証手当と称する金員が支給されていた。

そして、最低日給制の場合、指名された回数が少ないと基本給が1000円ないし2000円減額されることがあり、売上制の場合も、出勤日数に応じて本件支給金員の算定に用いる歩合が変動し、また、指名された回数が多い場合には、ボーナスとして1万円ないし2万円が支給されていた。

さらに、遅刻や早退、無断欠勤等をした場合には罰金が科され、本件支給金員から、罰金額が控除されていた。

(乙5の1・2、同23、証人丙(以下「証人丙」という。)、原告代表者)

(3) 本件ホステスらの出勤日は、本件各店舗の男性従業員と本件ホステスらで調整して決められていたが、本件ホステスらが休みを取ることができる日数は制限されており、特に、本件各店舗において、イベントが実施されるような日は、本件ホステスらが休みを希望していても、休みをとることはできなかった。

(乙10、23、証人丙)

(4) 本件各店舗においては、始業前に朝礼が行われていたところ、本件ホステスらは、客を同伴して店に出勤する場合以外は、この朝礼に参加することが義務付けられていた。

そして、朝礼の際に本件ホステスらの出勤状況が確認され、本件ホステスらは、朝礼の最中であっても、客が来店すれば、すぐに業務を開始できるように、衣装や髪型等を整えて朝礼に参加するように指導されており、これが遵守されない場合には、遅刻として扱われていた。

本件各店舗では、接客に関する注意事項や接客の方法等を記載したマニュアルが作成されているところ、朝礼の際には、これらが本件ホステスらに配布され、業務上の指導が行われることもあった。

そして、上記マニュアル等には、接客方法に加え、接客態度、休日の取得可能日数、勤務時間に関する定め等が詳細に記載されていた。

また、乙が本件各店舗に赴いて、本件ホステスらに対して、接客方法等について業務上の指導をすることもあった。

(甲4、乙10、23、証人丙)

(5) 本件ホステスらは、接客した客の連絡先等を把握して、再度の来店を呼びかけるなどしていた。また、本件ホステスらは、勤務する店舗を変更する場合には、連絡先等を把握している客に連絡をして、新しい店舗に来店するように呼びかけていた。

(証人丙)

(6) 本件ホステスらの労働時間は、タイムカード等によって管理されていなかったが、原則として始業開始前の朝礼(午後7時25分開始)までに、衣装に着替え、髪型を整えるなどの準備をしておくことが求められており、また、退勤する時間は、閉店後と決められていた。

(乙10、乙23、証人丙)

(7) 本件ホステスらが所属する本件各店舗の売上げは、全て原告に帰属し、本件ホステスらは、本件給与規定に基づき計算された本件支給金員を原告から受け取っていた。

そして、本件支給金員の計算には、本件各店舗において作成されている本件管理表等を用いるところ、本件ホステスらは、各人が管理している顧客名簿(客の名前や指名された回数を記載しているもの。)と照合して、本件管理表が適切に作成されているかの確認を行い、間違い等があれば、本件管理表の修正を求めている。

本件ホステスらは、自己を指名する客であっても、付け払いの可否を判断することは許されない一方、本件ホステスらが売上金の立て替えや、売掛金の回収責任を負うことはなかった。

(甲3、5、乙10、乙26の6、証人丙)

(8) 本件ホステスらが、本件各店舗で勤務するのに必要な衣装や名刺は、原告が用意していたものがあるものの、多くのホステスは、それらを使用せずに、自費で衣装や名刺を購入し、それを使用していた。

さらに、本件ホステスらは、出勤前に美容室に行くことや、客に渡すプレゼントを購入することがあるが、これらは全て自費で賄っていた。また、通勤に要する交通費も、原告から支給されることはなく、本件ホステスらの自己負担であった。

(甲4、9、乙10、証人丙、原告代表者)

#### (9) 事実認定の補足説明

ア 原告は、本件ホステスらに対し業務上の指導は行われていなかったし、本件ホステスらの出勤日数等を拘束していたことはないと主張し、証人丙の供述(同人の陳述書である甲4を含む。)には、これに沿う部分がある。

しかし、犯則調査の際に作成された丙の質問てん末書である乙10(問6、14)には、朝礼の際には店舗責任者らから業務上の指導や注意事項が話されており、また、休日を自由に決めることはできなかったとする部分があり、乙の供述調書である乙23や証人丙の供述にもこれに符合する部分がある。これに対し、証人丙の上記供述が乙10と異なっていることについては、何ら合理的な理由が見出せない。したがって、証人丙の供述のうち、前記認定に反する部分は採用できない。

また、原告は、原告が行っていた朝礼の際に話されていたのは、精神論に過ぎず、業務上の指導は行っていない旨主張し、原告代表者の供述(同人の陳述書である甲10を含む。)にはこれに沿う部分がある。しかし、乙10によれば、朝礼の際の業務上の指導は原告代表者以外の者が行っていたと認めることができるので、原告代表者の上記供述は、前記認定を覆すに足りない。

イ 被告は、乙が原告の実質的経営者であり、本件各店舗における乙の言動は、本件ホステスらの使用者としての言動であり、乙が経営するほかの会社における扱いは、本件支給金員の性質を決定するに当たり参考とされるべき旨主張するのに対し、原告はこれを争う。しかるに、前記のとおり、乙が原告の全株式を保有し、また、原告の重要な事項を決定していたのであるから、乙は原告の実質的経営者であったとすることができる。このことからすると、乙の本件各店舗における言動は、使用者としての言動であり、また、原告における業務は、乙が経営するほかの会社における業務と同様の方法で行われていたと見ることができる。

## 2 判断

(1) ア 給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、給与所得については、特に、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうか重視されるべきであるのに対し、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）。

イ これを本件について検討する。前記認定事実によれば、本件ホステスらの出勤日は本件各店舗のほかの従業員やホステスらとの間で調整して決められており、各自が自由に決めることができなかつたこと、本件各店舗においては、始業前に朝礼への参加が義務付けられ、業務開始の準備、接客方法や接客態度等に関する詳細な決まりがあり、これらに基づいて本件ホステスらに対し業務上の指導が行われることもあったことが認められる。これらの事実を照らせば、本件ホステスらは、原告の業務上の指導の下で、接客等の業務を行っていたといえる。

そして、前記のとおり、本件ホステスらが顧客から受け取る金員は、原告の売上げとされ、本件ホステスらが受け取る金員は本件給与規定に基づき計算されたものに限定されていたことからすると、本件支給金員は、本件ホステスらが提供する労務の対価であったといえる。

ウ さらに、前記のとおり、本件ホステスらの勤務時間は、タイムカード等によって管理されていなかったものの、出勤時間及び退勤時間は決まっており、これに違反した場合には罰金が科されていたこと、出勤日は本件ホステスらの希望を踏まえて調整されていたものの、休むことができる日数には制限があった上、出勤が強制され、自由に休みを取ることができない場合があり、本件ホステスらが自由に決めることができなかつた。このことからすると、本件ホステスらは、給与支給者である原告との間で、時間的な拘束を受けていたといえる。

エ 以上の事実を照らせば、本件支給金員は、原告と本件ホステスらとの間で締結された、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、使用者からの指揮命令に服したことの対価として受領していたものといえるから、本件支給金員は、給与所得に当たり、法204条1項6号は適用されず（法204条2項1号）、本件告知期間の源泉徴収に係る所得税額は、法185条1項に従って算定されることとなる。



## (2) 補足説明

ア 原告は、顧客の連絡先等を管理していたのは本件ホステスら個人であったことが、本件支給金員が事業所得であることを裏付ける旨主張する。そして、前記認定事実によれば、本件ホステスらは、客の連絡先等を把握して、来店を呼びかけるといった営業活動を行い、出勤日数や指名回数に応じて原告から受領する金員が増減したことが認められる。

しかし、証人丙によれば、本件各店舗に来店する客の多くは、原告が広告を出している案内所から紹介されてきた客であったと認められる。また、前記認定事実によれば、本件ホステスらは、少なくとも最低日給制によって計算した額が支給されていた。このような事情に照らすと、顧客の連絡先等が本件ホステスらによって管理されていたとしても、本件各店舗における接客業は原告の事業として行われており、本件ホステスらの事業として行われていたとまで認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

イ 原告は、本件ホステスらが本件支給金員の金額を独自に計算しているとして、原告が本件ホステスらを管理しているとはいえないと主張する。

しかし、前記のとおり、原告が本件管理表と本件給与規定に基づいて本件支給金員の金額を計算していることからすると、本件ホステスらが本件支給金員の額を独自に計算し、本件管理表の内容を確認していたことを根拠として、本件支給金員が給与所得に当たらないということとはできない。

ウ 前記のとおり、本件ホステスらは、衣装代や美容代等を全て自費で負担していたところ、原告は、このことは、本件支給金員が事業所得に当たることを裏付ける旨主張する。

しかし、前記認定事実によれば、身だしなみを整えることは、原告の業務上の指導に基づいて行われていたことがうかがわれ、その費用を本件ホステスらが負担するものであったとしても、そのことから、直ちに、本件支給金員が事業所得に当たるとはいえない。

エ なお、原告は、ホステスは社会通念上事業所得者であると考えられており、ホステスらの収入は事業所得であると解されてきた慣行があると主張する。しかし、本件全証拠によっても、そのような慣行があることを裏付ける事情は見当たらない。

また、原告は、本件支給金員が、「客に侍してその接待をすることを業務とするホステス」に対する報酬（法204条1項6号）に該当することは文言上明らかであると主張する。しかし、当該報酬が給与所得に当たる場合、同号が適用されないことは同条2項1号において明文で定められており、本件においても、本件支給金員が給与所得に当たると認定された場合、同条1項6号は適用されないことになるから、原告の主張は採用できない。

## 3 本件各告知処分等の適法性

### (1) 本件各告知処分について

前記2で判断したとおり、本件支給金員は、給与所得に当たるため、法204条1項6号は適用されず、また、本件ホステスらは、扶養控除等申告書を提出していたと認めるに足りる事情はないから、源泉徴収税額の算定に当たっては、法185条1項2号が適用されるどころ、これに従って源泉徴収税額を計算すると、別表1②及び別表2④記載のとおりとなる。そして、原告は、別表1③記載のとおり、法定納期限に遅れて源泉徴収税を一部納付している（乙12）ところ、本件各告知処分に係る納税告知額は、別表1④の金額のとおり、未納付であった源泉徴収税額（別表1②）から、原告が一部支払った金額（別表1③）を控除し

た金額となるから、本件各告知処分は適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

前記認定のとおり、乙は原告の実質的経営者であったといえる。そして、この事実に加え、乙7、11の4、同12、17及び弁論の全趣旨によれば、乙は、原告が、源泉徴収義務者であることを認識しながら、本件支給金員から所得税を源泉徴収させていなかったこと、乙は、I等の税務申告の手続を依頼していた税理士から、ホステスらに支給する金員について、源泉徴収税を徴収するように指導されたことがあったものの、そのような指導を聞き入れなかったこと、I等と同様、原告においても、自由に使える金銭を確保するために、本件ホステスらに支給する金員から源泉徴収税を徴収せず、代わりに共済費という名目で、本件支給金員から天引きをしていたことが認められる。

以上の事実に照らせば、原告は、事実を隠ぺいして、本来納税すべき源泉徴収税を、法定納期限までに納付せず、また、法定納期限までに納付しなかったことにつき、正当な理由があったと認めることはできない。

そして、処分行政庁は、国税通則法68条3項に従って、原告が法定納期限までに納付しなかった源泉徴収税（ただし、法定の除外事由に当たるものを除く。）について、別表1⑤の金額で、本件各賦課決定処分を行ったものと解されるから、本件各賦課決定処分は適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 倉澤 守春

裁判官 貝阿彌 千絵子

裁判官 芥川 希斗

関係法令の定め

- 1 所得税法（平成22年3月31日号外法律第6号による改正前のもの。以下「法」という。）  
（事業所得）

第27条

- 1 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。  
2 （省略）

（給与所得）

第28条

- 1 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。  
（以下省略）

（源泉徴収義務）

第183条

- 1 居住者に対し国内において法第28条1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。  
2 （省略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条

- 1 法第186条に規定する賞与以外の給与等について法第183条1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

（1）（省略）

- （2）前号（給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者が支払う給与等）及び次号（労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの）に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された法第195条1項3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額の三

分の一に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第三の乙欄に掲げる税額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第三の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

(以下省略)

(源泉徴収義務)

#### 第204条

1 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

(1) ないし(5) (省略)

(6) キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者のその業務に関する報酬又は料金

(7)、(8) (省略)

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、法第28条1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は法第30条1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの

(以下省略)

#### 第2 国税通則法(平成22年3月31日号外法律第6号による改正前のもの。)

(不納付加算税)

#### 第67条

1 源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は、当該納税者から、第36条1項2号(源泉徴収による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 源泉徴収による国税が第36条1項2号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

3 第1項の規定は、前項の規定に該当する納付がされた場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該納付に係る源泉徴収による国税が法定納期限から1月を経過

する日までに納付されたものであるときは、適用しない。

(重加算税)

#### 第68条

1、2 (省略)

3 前条1項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条2項若しくは3項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

4 (省略)

以上

別表 1

単位：円

	①	②		③		④ (③-②)	⑤
	本件支給金員の額	本税の額		既納付額		納税告知額	重加算税の額
		法定納期限	税額	納付日	納付額		
平成20年 8月分	2,851,700	H20. 9. 10	538,236	H22. 5. 10	155,050	383,186	185,500
平成20年 9月分	24,733,380	H20. 10. 10	5,152,552	H21. 2. 27	1,298,474	3,854,078	1,347,500
平成20年10月分	23,518,710	H20. 11. 10	4,278,132	H21. 2. 27	1,113,640	3,164,492	1,106,000
平成20年11月分	25,270,667	H20. 12. 10	3,876,643	H21. 2. 27	1,070,852	2,805,791	980,000
平成20年12月分	31,341,305	H21. 1. 13	5,248,800	H21. 2. 27	1,369,534	3,879,266	1,354,500
合計	107,715,762		19,094,363		5,007,550	14,086,813	4,973,500

別表 2 省略